



STANDARD

2024年3月5日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 中山 宏一
(TEL. 03-6455-4278)

和解による訴訟の解決ならびに特別損失の計上に関するお知らせ

当社に対し提起されていた損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)について、下記の通り、2024年3月5日付で和解が成立し、また本訴解決金相当額について特別損失を計上することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、当社元子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)の顧客(以下、「相手方」といいます。)より、2021年2月10日付にて損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)を東京地方裁判所に提起されました。その後、2021年8月27日付「当社に対する訴訟における請求拡張の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、相手方は本訴における訴額について請求拡張の申立てを行いました。

当社では、相手方の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考え、その正当性を主張して争っておりましたが、今般、裁判所から和解の提案があったことから、本訴の長期化により生じる経済的負担等を総合的に勘案し、裁判所の和解案に応じることが合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方の概要

- | | |
|--------|---------|
| (1) 氏名 | 個人1名 |
| (2) 住所 | 神奈川県横浜市 |

3. 訴訟及び和解の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 内容 | 会社法第 350 条に基づく損害賠償請求訴訟 |
| (2) 訴訟提起時の訴額 | 160 万円 |
| (3) 訴訟拡張時の訴額 | 1 億 2431 万 2773 円 |
| (4) 和解の内容 | 当社は、相手方に対し、本訴の解決金として金 200 万円を支払います。他方、相手方は当社に対して当該解決金以外の一切の請求を放棄します。 |

4. 今後の見通し

本訴解決金相当額については、2024 年 12 月期第1四半期において特別損失に計上いたします。なお、当該特別損失が当社連結業績に与える影響は軽微であり、2024 年 2 月 16 日付「2023 年 12 月期 決算短信」にて公表いたしました 2024 年 12 月期の連結業績予想について、開示すべき修正事項はございません。

以上